

収受

16.1.23

日本税理士会連合会

## 「税理士法」さらなる改正に向けての緊急提言

日本税理士会連合会  
会長 森 金次郎 殿

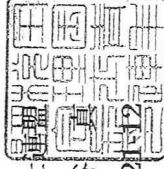
平成 16 年 1 月 23 日

全国青年税理士連盟

会長 高谷

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-2-12

電話 03-3354-4162



時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は当連盟の活動に深いご理解を賜り、誠に有難うございます。

さて、改正税理士法が施行され一年半余りが経過致しましたが、今尚多くの問題点が残されていることも周知のとおりであります。また、森会長におかれましても、数年のうちにさらなる改正を行うべきであるとの見解をお示しであったと記憶しております。それらをふまえ昨年 6 月 25 日当連盟より「税理士法さらなる改正に向けての提言」を提出させていただきますましたが、日税連におかれましては一向にさらなる税理士法改正への検討が進められていないように感じられてなりません。そこで、緊急を要する次の 2 項目について再度ご提言申し上げます。

### 1. 税理士法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号を削除

税理士法第 1 条は「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定しています。しかるに、弁護士及び公認会計士は、それぞれの職業法において、税理士とは異なった使命を規定し、その資格認定の目的や資質の検証基準も異なっています。今後弁護士及び公認会計士の試験制度が如何に改正されようとも、それはあくまで弁護士又は公認会計士としての資質の検証であり、税理士としての資質の検証とは成り得ようはずがありません。

そもそも、弁護士及び公認会計士の税理士資格自動付与という制度は、税理士制度の創設期における人員の確保という言わば場当たり的な政策によるものであります。このような制度を維持していることは、税理士制度への信頼を損なうものでしかありません。

さらに、司法制度改革、公認会計士法の改正により、弁護士及び公認会計士は、その数の増大が予想され、それに伴い弁護士及び公認会計士の税理士登録の増大も容易に予測される所であります。とりわけ、公認会計士法の改正については、税理士

となるために公認会計士試験を受験することさえ危惧されるどころであります。このような事態を座視し真に国民のための税理士制度の発展が望めるのでありましょうか。仮に弁護士及び公認会計士の多くはその能力において税理士としての職能を果たす素質があったとしても、その能力を発揮し職能を果たすためには税理士としての資質の検証を受けてからでなければなりません。実務を行っているうちに身に付けばよいというのであれば、試験制度そのものの崩壊を意味するものに他なりません。

今こそ、貴会がその指導力を発揮し、税理士会が一枚岩となって法第3条第1項第3号及び第4号の削除を実現すべき時であります。

## 2. 補助税理士に関する規定の削除

貴会の見解によれば、「登録区分は、税理士が行っている業務形態に応じて決定されるものである。」とのことでありますが、法第18条が規定している登録内容は税理士業務を行う事務所の名称およびその所在地であって、業務形態の登録を要求するものでないことはその文言から明白です。そして、規則第8条における規定は法第40条によって自らの事務所を有しない社員税理士及び補助税理士について登録の場所言い換えれば事務所形態の登録を規定したものと解するのが至当であります。

そもそも、今回の税理士法改正において補助税理士に関する規定が創設された経緯は、いわゆる勤務税理士がその勤務先においても税理士としての職能を発揮し税理士業務を行うことが合法であることを明確にすることでありました。しかるに、貴会の見解によれば補助税理士はこれと引換えに自らが直接納税者から委嘱を受けて税理士業務を行うことを放棄しなければなりません。このような規定になんら合理性を見出すことはできません。補助税理士に関する規定を廃止し、税理士法第2条3項に規定する補助者として税理士業務に従事することはその文言どおり税理士であれば行うことができるものとし、これらの税理士は当然に自らが直接納税者から委嘱を受けて税理士業務を行うことができるとすべきです。

このように、法解釈を逸脱した独自の見解を税理士会員に押し付けるような行為が続けられ、貴会に対する信頼が失われていくことが懸念されてなりません。

税理士法第2条第3項は、すべての税理士に平等に与えられた権利であります。この権利を行使するにあたり補助税理士としての登録を義務付ける規定は法律のどこを探しても見当たりません。このような誤解を生じせしめたのは、規則第8条第1項第2号のロにおいて常時法第2条第3項に業務に従事する者について補助税理士という登録区分を設けたからであります。

以上のことから、次とおり税理士法を改正することを提言いたします。

- ・ 規則第8条第1項第2号のロを削除し、「補助税理士」という登録区分を廃止する。
- ・ 規則第16条を改正し、補助税理士が署名押印する場合の付記事項を廃止する。
- ・ 法第40条を改正すると同時に規則第18条を廃止し、事務所を設けてはならない者は税理士法人の社員税理士に限定する。